

第3期 富田林市子ども・子育て支援事業計画（素案）

概要版

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

- ◆ 本市では、令和5年に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けた子ども・子育て支援策の着実な実行をめざしています。そこで、「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」の期間満了（令和6年度）に伴い、令和7年度から11年度までを期間とする「第3期計画」を策定します。
- ◆ 「子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」「ひとり親家庭自立促進計画」「子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。
- ◆ 令和8年度にこども基本法に基づく「（仮称）富田林市こども計画」への編入を予定しています。

◆計画の期間◆

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画					第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画				
					↓編入（予定）				
					（仮称）富田林市こども計画				

2. 市民ニーズの把握

- ◆ 令和6年3月に行ったアンケート調査等により、ニーズ把握に努めました。回収数は就学前児童の保護者が1,039人（31.1%）、小学生の保護者が637人（42.5%）でした。
- ◆ アンケート調査では、「親族や友人・知人に手助けをもらえない子育ての孤立化の状況が進んでいる」、「父親の子育てへの関わりが以前より増している」、「子育て世帯は遊び場の充実や経済的負担の軽減を求めている」といったことがわかりました。

3. 基本理念

「ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし」を基本理念に、未来を担う子どもたちが、個性を大切に、他者を思いやり、創造性豊かにいきいきと生きる力を育みます。また、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちづくりをめざします。

基本理念

**ともにいきいきと輝き、
あかるい未来が見えるまち・とんだばやし**

4. 基本目標・施策体系

3つの基本目標、6つの主要施策、21の個別施策を位置づけます。

基本目標1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援

安全・安心な妊娠・出産、乳幼児の健やかな成長、地域の特性を活かした地域と共に育つ教育・保育、若者の活躍支援など、年齢・発達段階に応じた切れ目のない支援を進めます。

基本目標		主要施策		個別施策		本編頁
1	ライフステージに応じた健やかな成育の支援	1	妊娠・出産・乳幼児期の支援	1	妊娠・出産期の健康づくりの推進	56
				2	乳幼児期の健康づくりの推進	57
				3	療育・発達支援の推進	58
				4	就学前教育・保育の推進	59
				5	地域子ども・子育て支援の推進	60
		2	学童期・青年期の支援	6	地域とともに歩む学校教育の推進	62
				7	子ども・若者の居場所づくり	63
				8	青少年健全育成と若者の活躍支援	64

基本目標2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

すべての子どもの権利が守られ、安全・安心に暮らしていけるよう、権利擁護体制の強化や地域医療の確保、健康を支える食育の推進を図るとともに、地域コミュニティの協力を得ながら、多様な課題を抱える子ども・子育て家庭へのセーフティネットとして、分野横断的な支援を推進していきます。

基本目標		主要施策		個別施策		本編頁
2	すべての成育過程にわたる多様な支援の推進	3	権利擁護と課題を抱える子どもへの支援	9	子どもの権利を守る制度の確立	65
				10	要保護児童対策の推進	66
				11	障がいのある子どもへの支援の充実	67
				12	子どもの貧困対策の推進	68
				13	複合課題のある家庭の支援	68
		4	安全・安心な暮らしの確保	14	安全・安心なまちづくりの推進	69
				15	安心医療の確保	70
				16	食育の推進	71

基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

経済的支援をはじめ、必要な制度・サービスを的確に活用できるよう、きめ細かな相談支援を推進します。また、子育てにやさしい社会づくりの意識啓発や環境整備に努めます。

基本目標		主要施策		個別施策		本編頁
3	子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	5	きめ細かな相談支援の推進	17	包括的な相談支援の推進	72
				18	経済的負担の軽減	73
		6	子育てにやさしい社会づくり	19	仕事と家庭の調和にむけた支援	74
				20	ひとり親家庭への支援の推進	75
				21	快適な生活環境の確保	76

5. 第2期子どもの貧困対策計画

「子どもの貧困対策計画」（期間：令和5～6年度）と同様、第2期貧困対策計画を「第3期子ども・子育て支援事業計画」に包含して策定し、下記の4つの基本施策を推進します。

(1) 教育の支援 (2) 生活の支援 (3) 保護者に対する就労の支援 (4) 経済的支援

6. 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての国の基本指針に基づき、令和7年度～11年度の量の見込み（需要予測値）を算出し、需要予測に対し市として提供できると想定する確保方策（供給量）を定めます。

（1）就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

保育所、幼稚園、認定こども園など「就学前教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」を以下のとおり定めます。今後も、特に、3号認定（0～2歳）で高い需要が見込まれるため、提供体制の確保に努めます（単位：人）。

	令和6年度 末見込み値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位	本編頁
3号認定（0歳）	232	250	243	人	38
3号認定（1歳）	787	384	385	人	38
3号認定（2歳）		400	443	人	38
2号認定（3～5歳の保育所等利用）	1,298	1,170	1,358	人	38
1号認定（3～5歳の幼稚園等利用）	842	678	678	人	38

（2）「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

I 主に妊娠・出産期の事業

主に妊娠・出産期の事業のうち、「妊婦等包括相談支援事業」は切れ目のない相談支援のために、これまでの取組を拡充して行う事業です。また、助産師などから授乳指導や乳房のケア、育児相談など産後の支援を受けられる「産後ケア事業」も利用しやすいしくみづくりに努めます。

	直近の 実績値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位 (年のべ)	本編頁
妊婦等包括相談支援事業		1,569	1,569	人	43
産後ケア事業	152	304	304	日	54
妊婦健康診査	6,880	6,664	6,664	回	44
乳児家庭全戸訪問事業	539	523	523	人	44
養育支援訪問事業		53	53	人	45

※実績値は令和5年度値または6年度見込値を表記しており、令和6年度見込値の場合、その旨を注記（※）しています（以下同じ）。

Ⅱ 主に未就園時期に利用できる事業

地域子育て支援拠点は、現行の9箇所での提供体制を確保します。子育て短期支援事業や一時保育についても、需要に応じた提供体制の確保に努めます。

	直近 実績値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位	本編頁
利用者支援事業	(※) 2	6	6	箇所	42
地域子育て支援拠点事業	(※) 9		9	箇所	43
子育て短期支援事業	103	122	127	日(年のべ)	46
保育所・認定こども園 保育部の一時保育	(※) 781	656	781	回(年のべ)	48

Ⅲ 主に就園児が利用する事業

延長保育事業、病児・病後児保育事業、幼稚園等の預かり保育の提供体制の確保に努めます。

	直近 実績値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位 (年のべ)	本編頁
延長保育事業	(※) 202	172	202	日	49
病児・病後児保育事業	154	188	188	日	49
幼稚園・認定こども園 教育部の預かり保育	(※) 32,623	29,881	32,623	回	48

Ⅳ 主に小学生が利用する事業

学童クラブ、ファミリー・サポート・センターの提供体制の確保に努めます。

	直近 度実績値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位	本編頁
学童クラブ	(※) 1,324	1,231	1,324	実人数	50
ファミリー・サポート・ センター(就学児分)	183	356	356	回 (年のべ)	47

※ファミリー・サポート・センターは未就園児も利用できますが、ここでは就学児のみ数字を掲載しています。

Ⅴ 新設事業

令和6年の児童福祉法や子ども・子育て支援法の改正等に伴い、新たに創設された「地域子ども・子育て支援事業」について、提供体制の確保に努めます。

	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位	本編頁
子育て世帯訪問支援事業	50	56	人(年のべ)	52
親子関係形成支援事業	16	28	人(年のべ)	53
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	100	100	人(月のべ)	54